消防消第４３６号
消防予第４９６号
消防危第２４７号
消防特第２１１号

令和８年11月24日

各都道府県消防防災主管部長
各消防本部消防長　殿
非常備町村消防防災主管部局長

消防庁消防・救急課長
消防庁予防課長
消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長
（公印省略）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和８年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第２号）が令和８年11月20日に公布され、令和８年11月22日に施行されました。

これに伴い、留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、その運用に十分に留意されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　令和８年11月20日に公布された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第171号）により、第一種特定化学物質に新たに指定された「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」の国内における泡消火薬剤及び消火器用消火薬剤への含有状況について、一般社団法人日本消火装置工業会及び一般社団法人日本消火器工業会による現時点におけ

る調査では、泡消火薬剤、機械泡消火器及び強化液（中性）消火器に充てんされている消火器用消火薬剤（以下「消火薬剤等」という。）に意図的にこれらの物質を使用しているものはないとの報告を受けている。調査結果の詳細については、一般社団法人日本消火装置工業会（URL: https://www.shosoko.or.jp/info/）や一般社団法人日本消火器工業会（URL: https://www.jfema.or.jp/pfas/pfoa/）のホームページを確認されたい。なお、今後新たな事実が判明した場合は、各工業会のホームページが更新される可能性があるので留意すること。

2　各工業会のホームページを参照しても第一種特定化学物質の含有の有無が判然としない消火薬剤等を保有している場合には、メーカーに第一種特定化学物質の含有の有無を確認するとともに、当該物質が含有されている場合には、改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）で定める技術上の基準に従って適切に対応されたい。

3　前記の事項のほか、次に示す事項に留意すること。

（１）消火薬剤等によっては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規制を受ける場合がある。詳細については「水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）」（令和５年 12 月 18 日付け事務連絡）、日本消火装置工業会のホームページ等を参照されたい。

（２）各メーカーが示している使用年限を経過した消火薬剤等(「長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩」及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」を含有しないものを含む。）を廃棄物として処理する場合又は移替え、漏出、訓練及び点検等の際に生じた汚染物を処分する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）その他の関係法令の規定に従い処理すること。

（連絡先）
消防・救急課　野村係長・高野事務官　(TEL：03－5253－7522)
予防課　加藤係長・新田事務官　(TEL：03－5253－7523)
危険物保安室　山田係長・藤ケ崎事務官　(TEL：03－5253－7524)
特殊災害室　和泉係長・嶋田事務官　(TEL：03－5253－7528)